

第1章 計画の基本的事項

1.1 計画の背景・目的

近年、地球温暖化や気候変動が及ぼす影響が世界規模で発生しており、日本各地においても今までに経験したことのない規模の災害が発生しています。そのため、このまま温暖化が進むと自然災害などがさらに頻発化、激甚化するおそれがあります。

2018(平成 30)年に公表された IPCC(国連の気候変動に関する政府間パネル)の特別報告書では、気温上昇を 2℃よりリスクの低い 1.5℃に抑えるためには、2050(令和 32)年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする必要があると示されています。

そのため、国際社会における脱炭素化に向けた機運が高まり、2050(令和 32)年までにカーボンニュートラルを実現することを表明する国・地域が相次いでいます。日本政府においても 2050(令和 32)年までに脱炭素社会の実現を目指すことを表明しています。環境省では目標達成に向け、全国の自治体へ「2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の表明を呼びかけており、2023(令和 5)年 9 月時点で 991 の地方公共団体が宣言を行っています。

本市においても、2022(令和 4)年 9 月 1 日に「浜田市 2050 年ゼロカーボンシティ表明」を行い、この地球温暖化への対応に、市民、事業者および行政が連携・協力して取り組むことで、2050(令和 32)年までに「二酸化炭素実質排出ゼロ」を目指すことを表明しました。

また、国の「地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)」および「地球温暖化対策計画」の改定に伴い、本市は「地球温暖化対策実行計画」を改定し、事務事業による温室効果ガスの削減に率先して取り組むこととしています。

「浜田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」は、こうした変化への対応を図り、これまでの計画の進捗状況や課題などを踏まえた新たな温室効果ガス排出量削減目標と、目標達成に向けたロードマップや施策を策定するとともに、本市が実施する地球温暖化対策に関する施策・取組の詳細を示すものです。



浜田漁港高度衛生管理型 7 号荷さばき所太陽光発電所

1.2 計画の位置づけ

「浜田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 3 項に基づく計画です。本計画は、本市の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制などを総合的かつ計画的に進めるための施策を策定しています。

計画の改定にあたっては、従来計画である「浜田市地域省エネルギービジョン」「浜田市地域新エネルギービジョン」「浜田市地球温暖化対策推進計画」および前計画である「浜田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を統合・継承するとともに、上位計画である「第 2 次浜田市総合振興計画」や「第 3 次浜田市環境基本計画」、各種関連計画との整合を図りながら、これまでの取組の継続と発展を踏まえ、今後のさらなる取組の強化を図ります。

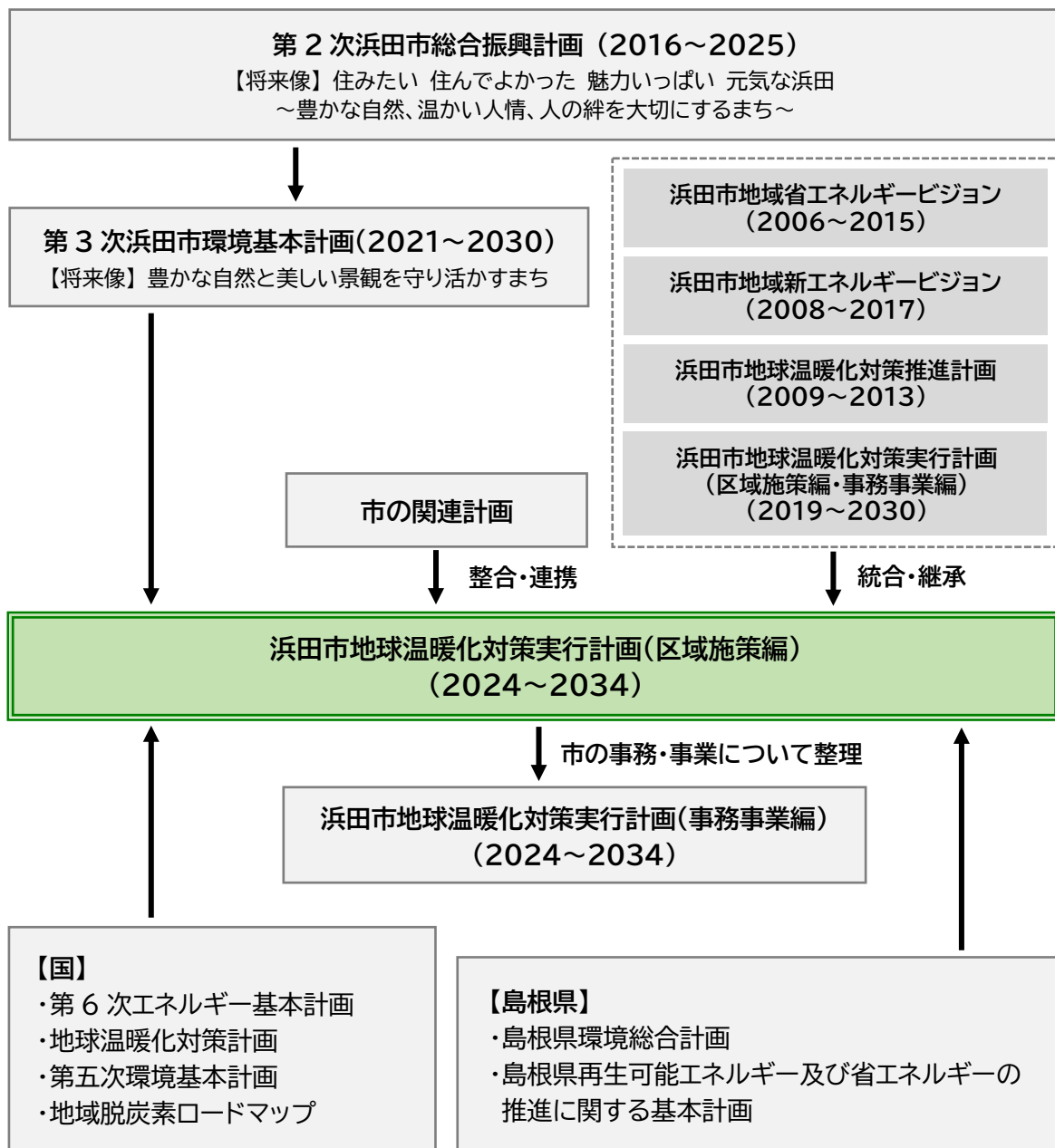


図 計画の位置づけ

1.3 計画の期間

本計画の期間は、2024(令和 6)年度から 2034(令和 16)年度とします。

温室効果ガス排出量削減目標の基準年度は 2013(平成 25)年度、短期目標年度は 2030(令和 12)年度、中期目標年度は 2040(令和 22)年度、長期目標年度は 2050(令和 32)年度と設定します。

【計画期間】

2024 年度～2034 年度 (基準年:2013 年度)

【目標年度】

2030 年度(短期目標年度)

2040 年度(中期目標年度)

2050 年度(長期目標年度)

1.4 計画の対象

1.4.1 対象とする地域

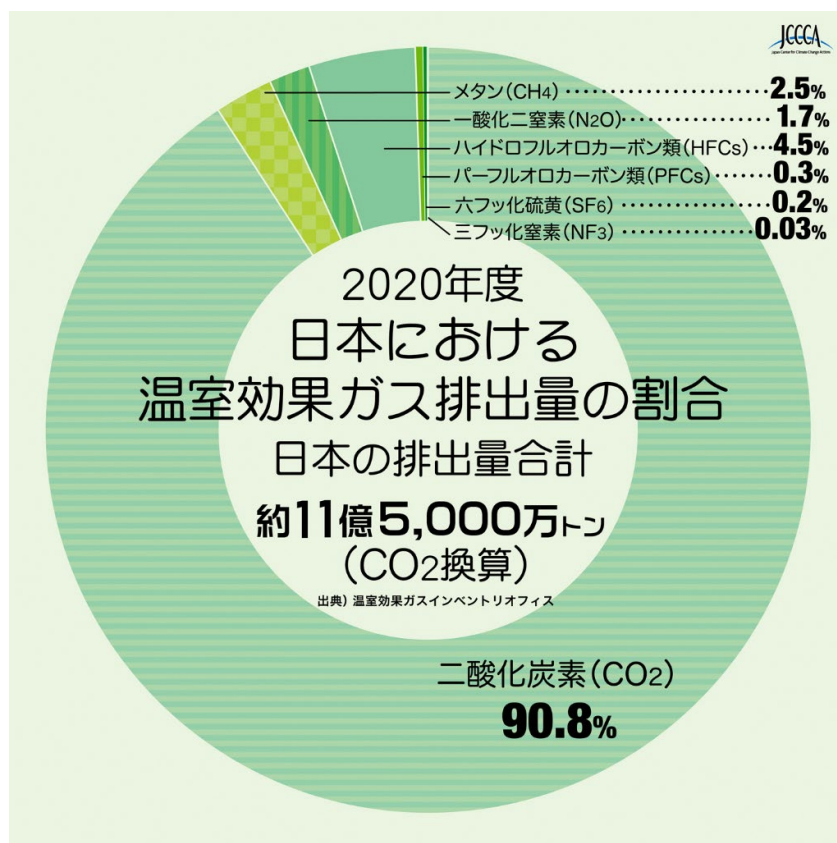
本計画で対象とする地域は、浜田市全域とします。

また、市民の日常生活や事業者の事業活動など、あらゆる場面における温室効果ガス排出・削減に関連した活動が対象となります。

1.4.2 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項に基づき、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)の7種類と定められています。

これらのうち、日本における温室効果ガス排出量の割合は二酸化炭素(CO₂)が最も高く、約90%を占めていることから、本計画において対象とする温室効果ガスは二酸化炭素(CO₂)とします。



出典:温室効果ガスインベントリオフィス/全国地球温暖化防止活動推進センターWEB サイト
(<https://www.jccca.org/>)

図 2020年度の日本における温室効果ガス排出量の割合

1.4.3 対象とする範囲

本計画の対象とする部門・分野は、環境省が示す「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル」(2023(令和5)年3月)に基づき、産業部門(製造業分野、建設業・鉱業分野、農林水産業分野)、業務その他部門、家庭部門、運輸部門(貨物自動車分野、旅客自動車分野、鉄道、船舶)とします。

表 対象とする部門・分野一覧

ガス種	部門・分野		説明
エネルギー 起源 CO ₂	産業部門	製造業	製造業における工場・事業所のエネルギー消費に伴う排出
		建設業・鉱業	建設業・鉱業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
		農林水産業	農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
	業務その他部門	事業所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出	
	家庭部門	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出	
	運輸部門	自動車(貨物)	自動車(貨物)におけるエネルギー消費に伴う排出
		自動車(旅客)	自動車(旅客)におけるエネルギー消費に伴う排出
		鉄道	鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出
船舶		船舶におけるエネルギー消費に伴う排出	

出典:「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」(令和5年3月、環境省)より作成